

産業廃棄物処理費の請求の仕方

(損保の産廃処理理論の弱みを理解する)

- I . 今すぐできる産廃処理費負担分の請求の仕方について

- II . 無料サービスしたくない産廃処理費の請求の仕方について

I 今すぐできる産廃処理費負担分の請求の仕方について、ご説明します。

※ 産業廃棄物の処理費は、産業廃棄物受託料として

= 産業廃棄物廃棄費 + 産業廃棄物引渡し手数料 + 産業廃棄物保管料
が、本来は請求可能です。

但し、普段は産廃運搬業者などへ支払う「産業廃棄物廃棄費は、指数対応単価に含まれている。」と、アジャスターに返答されます。

しかし、

産業廃棄物引渡し手数料＋産業廃棄物保管料が、請求できます。

これまで、工場が「無料サービス」していただけです。

産業廃棄物処理に伴う費用は

1) 産廃処理実費、2) 代行手数料、3) 保管料が発生します。

そのうち、1) 産廃処理実費は、工場費に含まれ支払いされません。

但し、2) 代行手数料、3) 保管料は、工場費に含まれません。

そこで、

それぞれの項目において、部品別の請求明細を記載し請求します。

【 廃プラスチック処理費が請求できない理由 】

損保は、部品交換した廃プラスチック処理費について、钣金・塗装作業に伴って発生する自社の産業廃棄物と同じ取り扱い方をします。つまり、工場費の一部として、レバーレートに含まれてしまいます。

そのため、皆様が産廃処理費として、別途請求すると2重請求である。として、産業廃棄物処理費に関し、請求を認めません。

従って、アジャスターは「産廃処理のマニュアル」により、廃プラスチック処理費の請求を認めません。

※ その理由、並びに、産廃処理のマニュアルは、後ほど、ご説明

II 無料サービスしたくない産廃処理費の請求の仕方について、ご説明します。

- 1) 部品交換した産業廃棄物は、組合員様の所有物ではない理由
- 2) なぜ、交換した部品の処理費が工場費となるのか？
なぜ、交換した部品は損保の所有物にならないで、所有権が損保から工場に移るのか？
- 3) なぜ、損保はレバーレート又は指数対応単価に産廃処理費を含めるのか？

1) 部品交換した産業廃棄物は、組合員様の所有物ではない理由

取替し廃棄するプラスチック部品は、損保の所有物です。

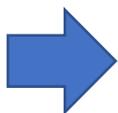
但し、損保が所有権を放棄すると、持ち主は車両所有者となります。
その場合、車両所有者またはお客様が、産廃排出者となります。

従って、組合員様の所有物にはなりませんので、「組合員様は排出者ではない」ため、その処理を適正に実施する義務はありません。

法令により、損保又はお客様に、その処理を適正に実施する義務があり、損保又はお客様を排出者とみなす。と定められています。

排出者 → 産廃運搬業者 → 産廃中間処分業者

- ・ 排出者は、「産廃事業者へ産廃物を委託」します。



- ・ 排出者は委託者となります。

- ・ 産廃事業者は、「排出者から産廃物を受託」します。



- ・ 産廃事業者は受託者となります。

通常、工場は、損保（排出者）が実施することを代行します。

工場は、産廃事業者が受託する「産廃費実費を立替え払い」します。

従って、3つの料金を合わせて「産業廃棄物受託料」とします。

2) なぜ、交換した部品の処理費が工場費となるのか？

なぜ、交換した部品は損保の所有物にならないで、所有権が
損保から工場に移るのか？

理由は、損保は部品交換した産廃物を工場が排出する廃塗料や廃シンナー等と同じように、工場が排出した産廃物となるようにしています。
よって、工場から出る産業廃棄物は工場費になっています。

しかし、交換部品は、元々、お客様の所有物ですので保険修理の場合は損保の所有物です。また、自費修理の場合はお客様の所有物です。
よって、廃プラスチックは、工場の所有物ではありませんので、本来、工場費になるはずがありません。 → 3) に続く

3) ではなぜ、損保はレバーレート又は指数対応単価に産廃処理費を含めるのか？

どうして、産廃処理費は工場費となっているのでしょうか？

※その理由は、こちら：

実は、アジャスターは暗黙のうち、交換した部品を査定しています。保険約款第5条に記載されています。

具体的には、交換した部品について、アジャスターが評価した金額で皆様に販売しています。そして、協定額から差引いています。

そのため、交換した廃部品はすべて工場の所有物となっています。

アジャスターが黙っている理由は、廃部品を購入した工場は、それを販売する為には、古物商の資格が必要だからです。

古物営業法の違反となってしまうため、工場が購入した証拠を残さないために見積書には記載しません。黙って相殺処理します。

※古物営業法では、有料で中古品を買って、有料で中古品を販売する行為は法令違反です。

→ このような理由から、再販できる廃部品について、アジャスターは工場に対し、損保の販売価格を伝えることは致しません。

その結果、全部まとめて、産廃部品の所有権は工場に移っています。

なお、古物商の資格を持っていない工場に対して、損保が無償で工場に譲渡する場合、古物商の資格は不要です。

本来、産業廃棄物は、損保が処理しなくてはいけないのですが、工場が受け取り拒否した場合は、持ち帰らなくてはなりません。

そこで、工場にリサイクル部品として再販可能な部品を提供します。そして、廃プラスチックも一緒に引き取らせてます。

【アジャスターの産廃マニュアルについて】

（仕上りのルール、車両事項においてから抜粋）

第5条（損害額の決定）

2) プラスチック部品の廃棄料について

この費用は、原価計算上において工賃原価（工賃原価の内工場費）に算入される性格のもので、結果としてレバーレート（または、指数対応単価）に反映されています。

従って個々の見積りに同項目を計上するのは適切な方法ではありませんので、産業廃棄物処分料は一切不認とします。

① 残存品控除の容認（協定）方法

スクラップ項目を設定し相当額を差し引くことを原則としますが、その額が小さく協定が困難な場合には、

- a. ショートパーツと相殺する旨を申し入れます。
- b. 修理費の端末削除を申し入れます。

【保険約款に基づくアジャスターの根拠のある正論について】

第 5 条（損害額の決定）

② 被保険自動車の損傷を修理することができる場合には、次の（１）及び（２）の合計額から（３）及び（４）の合計額を差引いた額を損害の額とします。

（１）第 6 条（修理費）に定める修理費

（２）第 7 条（費用）に定める費用

（３）修理に際し部品を交換したために被保険自動車全体として価格の増加を生じたときは、その増加額

（４）修理にともなって生じた残存物があるときはその価格
（残存部品として控除する対象は、評価可能な残存品）

① 損傷状態に関係なく、資源として再利用価値のあるもの

② 損傷していても復元可能な部品であって再利用価値のあるもの。損傷が僅かなパネルや取り替えたキャブの無傷部品など

【ま と め】

1 廃プラスチックの所有権に関する知識

保険で修理する場合、交換した部品などの残存物は損保の所有物となる。

又、埋め立て処分する残存物は、産業廃棄物処理法上法令違反となるため、工場は産業廃棄物を受託できない。

2 産廃物の排出者の責任に関する知識

- ・ 排出者は、産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。

- ・ 排出者は、産業廃棄物の処理を業として行うことができる者に委託しなければなりません。

3 産廃処理に関する代行手数料や保管料に関する知識

代行手数料を無料サービスとしない場合、作業指数がないため自社独自の工賃を設定する。

又、損保の預かり品であるため保管料を請求することが可能。

産業廃棄物処理回収に向けた説明会資料
において【交渉基礎編】として、

アジャスターの知識別、買取り価格別、
産業廃棄物取扱い請求別に、
具体的に交渉の仕方をご案内しています。

※初めに「会員専用ログイン」する。

- ・画面左側の「活動報告」をクリックする。
- ・次に、「詳しく見る」をクリックする。
- ・画面の最下段「講習履歴」の中から、
1月27日付「産業廃棄物処理回収に向けた
説明会資料」をクリックします。